

(趣旨)

第1条 この訓令は、結城市隣保館の設置及び管理に関する条例(昭和57年結城市条例第18号)第9条の規定に基づき、結城市山川文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

(1) 結城市山川文化会館(以下「会館」という。)の運営方針に関すること。

(2) その他市長が会館の運営上特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市関係職員

(2) 教育関係者代表

(3) 市社会福祉協議会代表

(4) 自治会、婦人団体、青年団体その他地域住民の代表

(5) 産業経済団体の代表

(6) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、会館職員において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この訓令は、昭和58年3月1日から施行する。

付 則(平成2年7月12日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年7月1日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成8年度から適用する。